

築山児童センターほか 14 施設建築物定期検査業務委託仕様書

本仕様書は、建築基準法第 12 条第 2 項および第 4 項に基づく、秋田市が管理する児童館、児童センターの定期検査および報告書の作成を行うにあたっての基準を定めたものである。

業務実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に実施すること。

1 委託期間

契約締結の翌日から令和 8 年 1 月 30 日まで

2 業務実施計画

受託者は、業務実施にあたって、各施設ごとの実施予定日を示した「実施計画書」を作成し、委託者に提出することとし、特別な事由により実施日の変更の必要があるときは、委託者の承認を得るものとする。

また、委託者の都合により実施日に変更があるときは、委託者は、事前に受託者へ連絡するものとする。

3 責任者の選定

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、従事者の中から監督者(現場代理人)、同代務者を各 1 名を選任し、「様式 1」により速やかに委託者へ提出すること。

4 検査資格者

業務を遂行するにあたり、下記のいずれかの資格を有している者を雇用し本業務に従事させることができること。

- (1) 一級建築士または二級建築士
- (2) 建築設備検査員および防火設備検査員

5 委託業務内容

受託者は、建築物の状況把握のため、建築基準法に基づき定期検査および報告書の作成を行うこと。

- (1) 本業務の対象施設および定期検査項目は別表 1 のとおりとする。
- (2) 本業務は仕様書に基づき行うこととし、本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務共通仕様書 令和 5 年度版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）」（以下共通仕様書という）による。
- (3) 本業務は関係法令に基づき、既存建物、設備の把握に努め、次の適用基準書によって行うこととし、その結果を報告すること。

ア 特定建築物定期調査業務基準 2025 年版

（（一財）日本建築防災協会）

イ 建築設備定期検査業務基準書 2023 年版

（（一財）日本建築設備・昇降機センター）

ウ 防火設備定期検査業務基準 2025 年版

（（一財）日本建築防災協会）

エ 建築物点検マニュアル・同解説

（（一財）建築保全センター）

- (4) 業務を実施するにあたり、自動火災報知設備と連動させた動作が必要となる施設については、消防設備を操作できる消防設備士等有資格者を配置し行うこと。

なお、消防設備を操作できる有資格者が自社にいない場合は、再委託による配置も可とする。

- (5) 受託者は、業務中に発生した不具合については、委託者および当該施設担当者に速やかに報告し必要な応急措置を行うこととし、応急処置の費用は、業務委託金額に含むものとする。
- (6) 業務中に発生した不具合箇所の修繕に関しては、別途協議するものとする。

6 報告等

受託者は、前項に定める業務を完了した時は、速やかに委託者に対し下記のとおり成果品を提出すること。

また、様式については行政庁に提出するものに準じる。

- (1) 定期検査結果報告書 各施設 1 部
- (2) 定期検査結果表 各施設 1 部
- (3) 定期検査結果図（A 3 版） 各施設 1 部
- (4) 現地検査記録（検査結果に基づき必要写真を作成する）各施設 1 部
- (5) 上記の電子データ（電子データの保存媒体および保存形式は監督員の指示による） 1 部

※雄和児童センターについては、各提出書類は 2 部とする。

7 安全の保持

受託者は、業務の実施に当たって、施設の職員および利用児童等に対する事故防止に留意すること。

8 その他（留意事項）

- (1) 業務に従事する者は、常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。
- (2) 受託者は、常時従業員に身分証明書を携帯させること。
- (3) この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。

様式 1	
------	--

課 長	副 参 事	主席主査	担 当

整理番号	
------	--

監督者（現場代理人）届			
（宛先）秋田市長		令和 年 月 日	
		住 所	
		請 負 者	
		氏 名	
監督者（現場代理人）を下記のとおり定めたので通知します。			
委 託 名			
委 託 場 所			
契 約 金 額			
契約年月日	令和 年 月 日		
技術者分類	技 術 者 氏 名	所持資格	備 考
監督者 （現場代理人） 氏 名	ふりがな		連絡先電話番号
代務者氏名	ふりがな		連絡先電話番号

対象施設および定期検査項目一覧

	施 設 名	住 所	特定建築物	建築設備	防火設備
1	築山児童センター	秋田市檜山南新町上丁3	○	○	
2	東児童センター	秋田市東通二丁目11-2	○	○	
3	中通児童館	秋田市南通亀の町12-17	○	○	
4	広面児童館	秋田市広面字近藤堰越13-1	○	○	
5	旭川児童館	秋田市手形才ノ浜63	○	○	
6	明德児童センター	秋田市千秋北の丸5-70	○	○	
7	桜児童センター	秋田市桜台一丁目1-3	○	○	
8	下北手児童センター	秋田市下北手松崎字谷崎219	○	○	
9	大住児童館	秋田市仁井田字西潟敷33	○	○	
10	牛島児童センター	秋田市牛島東四丁目7-47	○	○	
11	仁井田児童館	秋田市仁井田本町四丁目7-2	○	○	
12	御所野児童センター	秋田市御所野地藏田三丁目1-3	○	○	
13	四ツ小屋児童センター	秋田市四ツ小屋字街道西15-1	○	○	
14	上北手児童館	秋田市上北手猿田字苗代沢139-12	○	○	
15	雄和児童センター	秋田市雄和妙法字上大部48-1	○	○	○

* ○印は業務対象である